

建設局長決定
令和4年1月20日

京都市歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域の指定並びに道路占用に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域の指定並びに利便増進誘導区域内の道路占用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歩行者利便増進道路の指定)

第2条 市長は、以下の要件をいずれも満たす場合に、区間を定めて歩行者利便増進道路として指定することができる。

- (1) 道路管理者として、道路区域内に歩行者の滞留のための空間を確保し、その空間内において歩行者の利便の増進に資する施設等の計画的な整備又は誘導を行うことで、歩行者の利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること。
- (2) 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。
- (3) 歩道等について歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。
- (4) 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られ、提案・要望があること。

(利便増進誘導区域の指定)

第3条 市長は、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件を満たす場所を利便増進誘導区域として指定する。

なお、地域の実情に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路空間についても利便増進誘導区域として指定できるものとする。

- (1) 歩行者の通行のために以下のとおり幅員を確保するものとする。

ア 歩道に利便増進誘導区域を指定する場合

京都市道路構造条例（以下「構造条例」という。）第13条第3項に規定する幅員（歩行者の交通量が1日について1,000人以上である道路にあつては3.5m以上、その他の道路にあつては2m以上）を確

保したうえで、区域を指定するものとする。

イ 自転車歩行者道に利便増進区域を指定する場合

構造条例第12条第2項に規定する幅員（歩行者の交通量が1日について1,000人以上である道路にあつては4m以上、その他の道路にあつては3m以上）を確保したうえで、区域を指定するものとする。

ウ 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進区域を指定する場合

構造条例第45条第1項及び第46条第1項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については4m、歩行者専用道路においては2m）を確保したうえで、区域を指定するものとする。

(2) 利便増進誘導区域の指定に際しては、原則として以下のとおり、指定区域が歩行者利便増進施設等の占用許可に係る場所の基準に適合するものとする。

ア 占用が見込まれる歩行者利便増進施設等が地面に接する場合には、その部分が車道以外の道路の部分であること。

車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

なお、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないことに留意すること。

イ 交差点等の地上でないこと。

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上を利便増進誘導区域として指定しないこととする。

ウ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が利便増進誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた場所であること。

エ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

（占用主体等）

第4条 占用主体は、沿道住民や関係機関との協議等により理解が得られている団体又は個人とする。

2 商店街に面する道路をほこみち指定した場合は、商店街が地域の賑わいの創出や地域コミュニティの維持・向上等に果たす役割の重要性に鑑み、原則、占用主体は商店街振興組合とする。

- 3 商店街に面する道路において、商店街振興組合以外の沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により組織された者が占用主体として道路占用しようとする場合、商店街振興組合の同意を得るものとする。
- 4 占用主体が占用しようとする道路に接続する土地又は建物の所有者等でない場合、接続する土地又は建物所有者等の同意を得ることとする。
- 5 占用主体又は、占用主体を構成する事業者は、京都市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

(占用の期間等)

第5条 占用の期間は、許可日から5年間の間で設定するものとする。

- 2 交通規制を伴う場所における占用時間は、交通規制時間内とする。

(占用の場所)

第6条 占用の場所は、歩行者利便増進誘導区域に含まれ、かつ、道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であることとする。

(占用料)

第7条 占用主体により、当該物件の設置に合わせて道路維持管理が実施される場合、京都市道路占用規則第12条第19号により、9割を減額する。ただし、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第5号)による措置が適用される期間は、占用料を免除する。

- 2 占用主体は、道路維持管理の実施状況について、毎月の実施状況を取りまとめ、半年ごとに市長に報告するものとする。
- 3 実施状況が不適切であると認められる場合、占用料の減額を取り消すことができる。

(占用物件の構造)

第8条 占用物件は、道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものではないこととする。

(占用許可の条件)

第9条 占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- (2) 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に

点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

- (3) 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。
- (4) 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。
- (5) 各日の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- (6) 占用物件は、信号機や道路標識の効用を妨げ、又はその視認性を害するものでないこと。
- (7) 社会経済情勢や交通状況等に変化が生じ、地域の賑わいの創出や地域コミュニティの維持・向上が困難となる、安全で円滑な交通の確保が困難となる等の場合、許可を取り消す場合がある。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。